【アメリカ】先住民問題委員会を設置する大統領令

2013年6月26日、アメリカ先住民問題委員会をホワイトハウスに設置するための大統領令第13647号が発令された。連邦政府が承認する部族(2013年4月現在556部族、P.L.103-454)との政府間関係を確認し、連邦省庁間の連携を強化して、連邦プログラムや資源の部族共同体による活用を促進する。①持続可能な経済発展、②栄養・健康管理、③部族司法制度、④教育、⑤土地・環境・天然資源の保護等の分野が具体的な取組み課題として挙げられている。そして、ホワイトハウスの国内政策会議委員長を通じて優先的政策を大統領に提言するとともに、渉外・政府間問題局長を通じて部族政府と行う取組みの調整をするとされている。また、渉外・政府間問題局が連邦の承認する部族の長を招請して毎年開催している部族国家会議の運営を支援する。委員会は30余の連邦省庁・局の長を構成員とし、内務長官が議長を務め、年3回以上開催される。

(海外立法情報課・ローラー ミカ)

【アメリカ】1978年インディアン児童福祉法に関する最高裁判所判決

児童福祉の名のもとにインディアン児童を家族・部族から引き離す養子や里子の制度が濫用された1970年代半ばの状況を受けて制定されたインディアン児童福祉法(ICWA、25 U.S.C. Chapter 21)は、意に反した強制的な親権の終了は、家族の分裂回避の積極的努力の実施を前提とし、親による監護の継続が児童に深刻な害を及ぼすことが明白な場合に限られるとする。また、養親としては、拡大家族、部族メンバー、その他のインディアン家族が優先される。チェロキー族の血縁上の非婚の父(ICWA上、「親」は血縁が認定された父を含む)が、自ら出生前に関係を断った子(血縁上3/256インディアン)について非インディアンの養子となることを知り親権を主張した事件の判決が、2013年6月25日、連邦最高裁判所で行われた。裁判官の意見は5対4に分かれたが、判決は、監護事実の欠如等を理由に同法の規定に該当しないとして、同法を適用し子を父へ引渡すことを妥当とした州最高裁判所の判決を破棄して、差し戻した。

【アメリカ】1965 年投票権法違憲判決

2013年6月25日合衆国最高裁は、投票権法第4条(b)(42 USC1973 b)及び第5条(42 USC 1973c)の合衆国憲法違反につき宣言的判決を求める訴えに対し、第4条(b)の違憲判決を下した。投票権法第5条により、投票上の差別を事前に防止するため、州による選挙手続の変更には、司法長官の承認又は連邦DC巡回裁判所の宣言的判決が必要となる。第4条(b)は、第5条の適用される州や自治体の決定基準を定めており、これに基づき、アラバマ、アリゾナ等9州や、カリフォルニア州、ニューヨーク州等の一部のカウンティが適用対象となっている。最高裁は第5条の適用対象の決定基準について、投票権法制定時の状況を反映したものであり、現在の状況に適合しないため違憲であるとした。第5条自体は違憲とはされなかったが、連邦議会が適用対象の決定方法を新たに定めない限り、同条も適用不能となる。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【アメリカ】大統領の環境アクションプラン

2013年6月25日に、大統領環境活動計画が発表された。その主な内容は、①CO2排出削減、②気候変動の影響への対応、③地球環境変化への国際的取組みの先導である。①については、州、産業界等の協力のもと、環境保護庁による既存・新設の発電所の CO2排出基準の策定、先進的化石燃料技術や他の技術革新への投資支援のため、政府の保証による最高80億ドルの融資の実現、2020年までに商業、工業及び集合住宅において20%以上のエネルギー効率化の達成、2030年までに累積30億メートルトンのCO2排出削減目標の策定、強力温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン類の削減を図る新たな取組み等が挙げられている。②は大規模自然災害に対する地域対応力強化の支援、被災者に対応するため病院等の協力体制を強化すること等を内容としている。③については、中国、インド等の新たな排出増加国との2国間協力の強化、海外の新石炭火力発電所への公的融資等が挙げられている。

【イギリス】2013 年王位継承法(c.20)の制定

イギリスの君主は、同時に英連邦諸国中カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等の 15 か国の君主でもある。2011 年 10 月 28 日のオーストラリアのパースにおける英連邦首脳会議では、男子優先の王位継承に関する法規範を見直して男女を問わず第 1 子が王位を継承すること等で合意し、各国で所要の措置が講じられることになった。イギリスでは2013 年 4 月 25 日に 2013 年王位継承法 (c.20) が制定され、王位の継承及び王族の婚姻に関する法規範が改められた。その内容は、3 点に分かれる。①2011 年 10 月 28 日以降に生まれた者については男子優先主義を止め、性別(gender)を問わず年長の子が王位を継承することになった。②権利章典等の一部を改正し、カトリック教徒と婚姻した者も王位の継承又は在位の資格を失わないこととした。③1772 年王族婚姻法 (c.11) を廃止し、婚姻について君主の同意が必要な王族の範囲を限定した。2013 年王位継承法は、一部を除き枢密院議長が命令で定める日から施行する。 (海外立法情報調査室・河島 太朗)

【イギリス】2013 年歳出見直し

2013 年 6 月 26 日にオズボーン財務相が議会で報告した歳出見直しは、2015 年総選挙の予定を控え 2015 年度単年度の省別歳出限度額を定めるもので、複数年度にわたる通例と異なっている。これにより、今後の省別歳出額増減予定と具体的な施策の方針等が明らかとなった。医療予算の増額、海外援助費の維持等を図る保守・自民連立政権の方針(本誌 244-1/2 号, p.13)に従い、各省のうち保健省と国際開発省の歳出限度額が増額されるが、その他はおおむね減額又は現状維持で、特に自治体予算につながる地方自治省の減額率は約 12%と大きくなっている。その他、例えば、失業給付に 7 日間の待機期間を設け、失業中のひとり親で末子が 3 歳を超えたものには就職の準備を求め、移民等を念頭に英会話能力の低さが就職の支障となる失業者に英語研修の履修を求める等の就労促進策、公務員等の給与の定期昇給を止めてその給与の平均引上率に 1 %の上限を設ける公務員等給与改革等が具体的な施策の方針となっている。 (海外立法情報調査室・河島 太朗)

【イギリス】2013 年福祉給付引上率抑制法(c.16)の制定

イギリスの年金、社会保障給付や税額控除の額は 1992 年社会保障管理法 (c.5) 等の規定により物価水準に応じて見直され、従来は毎年物価スライド方式で引き上げられてきた。しかし、近年インフレと同時に不況も進行して国の歳入は伸び悩み、財政再建を優先課題とする保守・自民連立政権はこれらの財源の確保と巨額の財政赤字の解消に苦慮している。状況の打開を図るオズボーン財務相は、2012 年秋季財政演説で一部を除き、これら給付等の引上率に上限を設ける方針を示した(本誌 254-1 号, p.29)。この方針を実施するため、2013 年福祉給付引上率抑制法 (c.16) が同年 3 月 26 日に制定された。2013 年度の物価スライド率は 2.2%であるが、同法は、就労を期待しえない高齢者の年金や障害者向けの給付を除き、生産年齢層対象の社会保障給付や税額控除の 2014 年度と 2015 年度の引上率を1%に抑制する特例法である。なお、これによる支出削減額は 2014 年度で 11 億ポンド、2015 年度で 19 億ポンドと見込まれている。 (海外立法情報調査室・河島 太朗)

【フランス】 重量貨物車課金制度導入に向けた法整備

2009年予算法等で創設され、これまで実施が延期されていたエコ・タクス(écotaxe)と称される重量貨物車課金制度(taxe poids lourds: TPL)が、2013年10月1日から導入される。これに伴い、TPLを中心に、輸送等に関する様々な規定を定める輸送基盤及び輸送事業に関する諸規定に係る2013年5月28日の法律第2013-431号が制定された。TPLは、温室効果ガス排出量の削減を目的として、無料の高速道路及び国道並びに県道及び市町村道の特定区間を走行する総重量3.5トン以上の重量貨物車に対して、走行距離に応じて課金するものである。ただし、TPLの課金対象が輸送事業者のみでは不公平であるため、荷主にも負担を課すもので、負担額は、従前の規定では、輸送の形態等に応じて3種類存在していたが、今回の法律により、簡素化のため、これを一本化し、荷主が輸送業者に支払う料金を一定の割合で増額する方式が採用された。なお、同法は、鉄道輸送、河川輸送及び海上輸送に関する規定についても定めている。 (海外立法情報課・服部 有希)

【フランス】 臨床検査に関する改革

臨床検査医学 (biologie médicale、臨床病理学とも) は、病気の診断、治療等のために行う血液検査、生化学検査等の臨床検査に関する医学である。2010年に、フランス政府は、法律による追認を要するオルドナンス (委任立法)により、検査の質の向上を目的として、臨床検査施設の認可手続を設けた。今回、臨床検査医学の改革に関する 2013年5月30日の法律第2013-442号が制定され、同オルドナンスが追認された。また、同オルドナンスでは、全ての臨床検査施設は、実施する検査について、2016年10月31日までに国から認可を受けることと定められていたが、同法は、これを修正し、2016年11月1日までに50%、2018年11月1日までに70%、2020年11月1日までに100%の検査について認可を得ることとした。このほか、同法は、臨床検査の過度の商業化を避けるため、臨床検査施設を経営する株式会社の資本の半分以上は、その施設に勤務する臨床検査技師が保有することや臨床検査料の割引の禁止などについて定めた。 (海外立法情報課・服部 有希)

【フランス】雇用の安定性及び柔軟性の確保のための法律

2013年1月11日の全国規模の労使協定に基づき、雇用の安定性及び柔軟性の確保を目的として、雇用の安定化に関する2013年6月14日の法律第2013-504号が制定された。同法の主な規定は、次のとおりである。①事業主は、公的医療保険を補う任意加入の医療保険を、すべての労働者に提供し、保険料の50%以上を負担しなければならない。②再就職の時に未受給の失業保険は、次回失業した際に支給される。③有期雇用契約について、雇用保険料の事業主負担分を引き上げる。④パートタイム労働者の週労働時間を24時間以上とする。⑤従来は労働者の同意が必要だった配置転換を、労使協定に基づき実施できるようにする。⑥経営不振の企業は、労働者の雇用の維持を条件に、2年を限度とする賃金の減額又は労働時間の延長のための労使協定を締結することができる。⑦整理解雇を行う事業主は、解雇の条件等を定める労使協定又は解雇計画を作成し、これについて所管の行政機関の承認を得なければならない。 (海外立法情報課・服部 有希)

【ドイツ】議事文書の電子的配布に関する連邦議会議事規則の改正

ドイツ連邦議会の議員には、従来、議案類を紙に印刷した議事文書 (Drucksache) が配布されていた。この議事文書には4年間の議会期ごとに連番が付され、1 議会期の議事文書は1万件以上に上る。連邦議会の議事運営に関する事項を決定する長老評議会は、2013年4月25日に、紙の消費の削減を目的として、2013年9月の連邦議会議員選挙後開催される第18議会期 (2013~2017年) 以降、議員に対する議事文書の配布のために現在の技術を利用して電子的に行うことを原則とし、各議員の要求に応じて紙で配布することを決定した。この決定を受け、連邦議会の選挙審査・不逮捕特権・議事規則委員会の審査を経て、連邦議会議事規則が改正された。長老評議会における検討は2000年代半ばに開始されており、試行期間を経て、議事文書の電子的配布のシステムが完成している。現在、本会議場における議事文書の電子的な閲覧に必要な無線LANの敷設が急務となっている。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】洪水復興支援基金を設置する法律

2013年5月及び6月の洪水被害を受けた地域の復興を支援するため、洪水復興支援基金を設置する法律が制定され(BGBl. I S.2401)、一部を除き2013年7月19日から施行されている。基金の規模は80億ユーロであり、連邦がその所有インフラの被害に係る費用15億ユーロを全額負担し、その他を連邦と州が折半して各々32.5億ユーロを負担する。特別な税の徴収は行わず、最初に連邦が起債して全額を拠出する。州は、20年間に毎年2億2百万ユーロ(利息を含む。)を連邦に返済するが、2014年~2019年までは付加価値税の連邦と州の配分割合を変更して返済し、2020年~2033年までは州が連邦に直接返済する。基金により、被災した家庭や企業等のための措置並びに連邦、州及び地方公共団体のインフラ再生のための措置が行われる。また、破産の申請は、通常支払不能又は債務超過となった日から3週間以内にしなければならないが、洪水被害を受けた事業者には、この期限が2013年12月31日までに延長された。 (海外立法情報課・渡辺富久子)

【ドイツ】医療保険における保険料の滞納を減らすための法律

ドイツにおいては、2007年の社会法典第5編一公的医療保険一の改正(BGBl. I 2007 S.378)等により国民皆保険制度が導入された。被用者等は、公的医療保険に加入する義務を負い、当該義務を負わない高額所得者や官吏、自営業者等は、民間医療保険又は公的医療保険に任意に加入している。国民皆保険制度の導入過程において保険料の滞納者が増えたことから、医療保険における保険料の滞納を減らすための法律が制定され、2013年8月1日から施行されている(BGBl. I 2013 S.2423)。同法により、公的医療保険の保険料の延滞金の利率が5%から1%に引き下げられた。民間医療保険においては、督促後も保険料を未払の者は未払者料率表に移行し、従前の保険契約は休止するものとされた。未払者料率表では、急性疾患及び痛みを伴う症状の治療、妊娠及び児童医療等の場合に限り、医療費が償還される。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ロシア】行政の透明性の向上に関する法改正

近年、ロシアでは汚職対策の観点から行政の透明化が進められている。その一環として、行政の活動状況に関する情報開示をさらに拡大するよう定めた 2013年5月24日連邦法第112号が制定された。同法は、2006年7月27日連邦法第149号「情報、情報技術及び情報保護について」及び2009年2月9日連邦法第8号「政府及び地方自治体の活動情報の公開について」の一部を改正するものである。この改正により、政府及び地方自治体は情報開示の請求権者に制限を設けないこと、情報開示の際に情報に変更を加えないこと、国家機密の保護に支障ない範囲でインターネット上で公開することなどが新たに規定された。また、情報は加工を施さない一次情報の形で提供されるが、国家機密及び個人情報に関する法的規制に抵触する場合は情報公開が制限され又は停止される。公開対象となる情報の範囲、情報公開の手続、政府及び地方自治体の情報システムへの接続の認可等については、ロシア連邦政府が決定する。 (海外立法情報課・小泉悠)

【韓国】人身売買罪の新設等による組織犯罪への対応強化

韓国は 2000 年に「国際組織犯罪防止条約」及び同条約を補完する「人身取引議定書」等の 3 つの議定書に署名したが、批准していなかった。2013 年 3 月 5 日、政府が条約批准のための国内法整備を目的として国会に提出した刑法改正法案が国会本会議で可決され、同年 4 月 5 日に公布された。今回の刑法改正により、犯罪団体組織罪並びに賭博及び福票(富くじ)に関する罪について、法定刑の引上げ等、条約の内容との間に整合性が図られるとともに、「人身取引議定書」の規定を国内で実施するため、人身売買罪が新設された。営利目的のみならず、性的搾取、臓器摘出等を目的とした人身売買も処罰される。また、略取・誘拐及び人身売買目的の人の募集、運送等の幇助犯を独立して処罰する条項も新設された。なお、略取・誘拐罪及び人身売買罪には、世界主義(外国人の国外犯についても自国の刑法の規定を適用する立法主義)が適用される。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

【韓国】 学校給食における食物アレルギー対策の強化

従来、学校給食には、食物アレルギーを誘発する食材を表示する義務が課せられておらず、児童・生徒等に対し、食物アレルギーに関する情報が十分に周知されていなかった。しかし、近年、韓国においても食物アレルギーが問題となり、学校給食により意識不明に陥る等の重篤な症例も発生していることから、2013年5月22日、学校給食法が改正され、食物アレルギー対策が強化された。法改正により、学校の長、学校給食関係教職員及び学校給食供給業者に対し、学校給食で使用される食材にアレルギー誘発成分が含まれている場合はその旨を表示し、事前に児童・生徒等に通知することが義務付けられた。これに違反した場合は、教育部長官(文部科学大臣に相当)又は教育監(地方教育行政の長)が是正を命じることができる。正当な理由なく是正命令に従わない学校給食供給業者に対しては、300万ウォン以下の過料が課される。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

【韓国】児童・青少年のカフェイン過剰摂取を防ぐための法改正

韓国において、最近、児童・青少年のカフェイン過剰摂取が問題となっている。その主な原因の1つとして挙げられているのが、疲労回復、眠気覚まし等を目的として摂取するエナジードリンクである。エナジードリンクの中には、コーヒーに匹敵するカフェインが含まれているものもあり、カフェインの過剰摂取に結びつきやすい。2013年6月27日、「子どもの食生活安全管理特別法一部改正法律案」が国会本会議で可決され、エナジードリンク等の「高カフェイン含有食品」に対する規制が強化された。監督官庁の長である食品医薬品安全処長が、学校等における高カフェイン含有食品の販売を制限し又は禁止することが可能となったほか、高カフェイン含有食品のテレビコマーシャルの時間帯を制限し又は禁止することができる根拠規定が新設された。販売の制限又は禁止及びコマーシャル時間帯の制限又は禁止に違反した者は、1千万ウォン以下の過料に処される。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

【中国】行政改革のための一括法改正

2013年6月29日、第12期全国人民代表大会常務委員会第3回会議で「中華人民共和国文物保護法等12法律の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」が採択された。この決定は、2013年3月に制定された「国務院機構改革及び機能転換計画」に基づく行政改革の一環として、許認可事項の廃止と地方への権限委譲を促進するため、12の法律の関係規定の改正を一括して行うことを定めたものである。12の法律の名称と改正の対象となる事項の数は、文物保護法2件、草原法2件、税関法1件、輸出入商品検査法1件、税収徴収管理法1件、固体廃棄物環境汚染防止法1件、石炭法7件、動物防疫法1件、証券法1件、種子法1件、民営教育促進法1件、伝染病防止法2件である。多数の法律の類似規定の改正を一括の改正案としてまとめ、一括して審議する方式は、中国ではこれまであまり見られなかったものである。立法手続きの簡素化・合理化の動きとしても注目される。

【中国】環境保護法改正案の審議

中国では、1979年制定の環境保護法(試行)に代えて、1989年に現行の環境保護法(全47か条)が制定された後、その改正は行われていない。環境問題が喫緊の大きな課題となる中で、2012年8月、全国人民代表大会常務委員会(以下「全人代常務委」)に、環境保護法改正案が提出された。この改正案は現行法の約3分の2の条文を改正の対象とし、「保護優先、予防中心」の原則、主要汚染物質の総量規制、廃棄物集中処理施設の整備、企業責任及び政府の監督責任の強化などの内容を追加している。しかし、全人代常務委での審議及びその後の意見公募では、内容的に不十分だとする意見が多く出された。そのため、環境保護が国の基本政策であることを明記するなど多くの修正を加え、2013年6月の全人代常務委で再び審議されたが、この時も、環境権や環境影響評価に関する規定などが不十分であるとされた。その後、改正案は再度修正され、第2次審議稿として7月17日に公表され、再び意見公募が行われている。

【台湾】職業安全衛生法の制定

2013年6月18日、労働災害を防止し働く者の安全と健康を保障することを目的とする職業安全衛生法が、台湾立法院で可決、成立した。同法は労働者安全衛生法をその題名を含めて改正したものである。改正前(全40か条)は製造業、建設業その他15業種のみに適用されたが、改正後(全55か条)は全ての業種に適用され、適用対象が約670万人から約1067万人へと大幅に増加する。過労死や劣悪な労働環境が社会問題となる中で、労働者の安全確保や健康管理について、雇用主により多くの義務が課され、罰則も強化される。雇用主の義務としては、交代制勤務、夜勤、長時間労働など健康への負荷が高い勤務形態をとる場合の計画的な安全衛生措置の実施、労働者の健康状態の把握と健康上の必要に応じた勤務形態等への配慮、化学物質のリスク評価と安全管理の徹底などが定められている。また、危険が迫ったとき労働者が自主的に退避することを認める緊急退避権も盛り込まれている。

【オーストラリア】アボリジニ及びトレス海峡諸島民承認法の制定

2012 年 1 月に首相に提出された豪州先住民の憲法上の承認に関する専門家パネルの報告書は、先住民と非先住民の両代表、法律家、与野党の連邦議会議員等から成るパネルの全会一致で、憲法の人種差別条項(第 25 条、第 51 条 26 号)の撤廃とアボリジニ及びトレス海峡諸島民(以下「アボリジニ等」)を豪州の先住者として承認する条項等の憲法への新設を勧告した。2013 年 3 月 27 日、同勧告に基づき標記の法律が制定された。同法は、第 3 条で連邦議会としてアボリジニ等を父祖伝来の土地やその文化等との関連で豪州の先住者であると承認し、第 4 条で憲法改正の国民投票の実施準備の検討の実施を定めるが、検討の内容やその方法が明確ではなく、検討項目に憲法の人種差別条項撤廃も入っておらず、第 5 条で 2 年間の限時法とされる。これらは与野党の政治的妥協によるもので、憲法改正の国民投票は今秋予定の総選挙後に実施される見込みで、憲法の新設条文の文言等の具体化は新政権の下で議論されることになる。 (海外立法情報調査室・等 雄一郎)

【オーストラリア】首都特別地域(ACT)立法議会の定数変更権限

2013年は、キャンベラ遷都 100周年、1988年首都特別地域(自治政府)法(以下「自治政府法」)によりキャンベラ首都特別地域(ACT)に一定の自治権が付与されて 25周年にあたる。これを機に 2013年3月30日、自治政府法が改正され、ACT立法議会(州議会に相当)に自らの議員定数の決定権限が付与された。連邦憲法第122条に基づき特別地域(territory、準州ともいう)の立法権限は連邦に属するため、自治権付与後も、ACT立法議会は法律をその権限内で制定できるが、連邦にはその拒否権があった。立法議会の定数変更も、従来は立法議会による定数変更要請決議成立後に、連邦が定数変更の規則を定め、これを立法議会が改めて受諾する手続が必要であった。自治政府法の改正により、当面17とされる定数をACTが変更する場合、立法議会による法律の制定により変更が可能となった。ただし、この定数を変更する法律の制定には、議員定数の3分の2以上の賛成を要する。

【オーストラリア】2013年版国防白書の刊行

2013 年 5 月 3 日に 4 年ぶりで刊行された「国防白書」(以下「2013 年版白書」)は、労働党政権が 2014 年の刊行予定を 1 年早めると約束していたもので、アジア中心主義外交を説く「アジアの世紀の豪州白書」(2012 年 10 月)や同国初の「国家安全保障戦略」(2013 年 1 月)と併せて同国の安全保障政策理解を助けるものである。2013 年版白書は、最近の安全保障環境の変化として、①インド太平洋地域の経済・戦略環境の変化、②アフガンや東チモール等の海外活動からの豪軍撤収、③中国の台頭を踏まえた米国のアジア太平洋地域へのリバランス(再均衡)、④豪米同盟関係の再強化、⑤世界金融危機の国防予算への影響をあげる。インドの台頭を踏まえて、前回の「アジア太平洋」から「インド太平洋」へと用語変更を行うことによって、豪州の戦略的関心を明示する一方、新環境の中で米中を択一するのではなく、中国の台頭を歓迎する姿勢を示した。2013 年版白書は、こうした柔軟な国際情勢認識に特色があるが、豪州が第一級の戦力を維持するため、F35 戦闘機の導入や潜水艦の国内開発を進めることも表明した。 (海外立法情報調査室・等 雄一郎)

【インドネシア】大衆組織法の改正

インドネシア国民代表議会は、2013年7月2日、1985年の大衆組織法を改正する法律を可決した。今回の改正では、全国に9万以上あると言われる大衆組織、特にイスラーム急進派勢力に対する一定の規制を目的として、政府による大衆組織への統制が強化された。改正後は、神への冒涜、分離主義、暴力の拡大を目的とする組織の設立が禁止され、それ以外の組織は、建国5原則(パンチャシラ)に反しない限り設立が許される。設立の際には内務省への登録が義務づけられるが、現行法下で登録済みの大衆組織は再登録が免除される。改正に対しては、表現・結社の自由に反するという批判も強く、イスラーム教団体やキリスト教団体、市民団体、労働組合等からの反発により、4月の議会では審議が延期され、可決が危ぶまれていた。同法の可決を受けて、政府による規制に反対する勢力は、憲法裁判所への提訴を準備している。

(海外立法情報課·坂野 一生)

【フィリピン】飲酒運転禁止法の成立

2013年5月27日、アルコール、危険な薬物及びこれらに類する物質の影響下で自動車を運転した者の処罰等に関する法律(共和国法第10586号)が成立した。フィリピンでは、これまで飲酒運転自体を罰する法律がなかったが、同法により、飲酒運転者を8万ペソ以下の罰金及び3か月以下の禁錮の併科に処することができるようになった。犯人が車の運転を業とする者でないときは、初犯で12か月の免許停止、再犯は免許取消しになり、職業運転手の場合は、初犯で免許取消しとなる。また、他人を死傷させた者にアルコール及び薬物の検査を義務づけ、規定量以上のアルコール又は薬物が検出されたときは、過失致死・傷害罪でなく殺人・傷害罪の規定を適用する。さらに、バス、タクシー、レンタカー等の運転手が飲酒運転中に事故を起こして損害を生じさせたときは、営業者及び車の所有者が運転手と連帯して民事の損害賠償責任を負う規定も設けた。

(海外立法情報課・坂野 一生)

【ベトナム】改正労働法の施行と関連政令の制定

2012年6月に改正された労働法が2013年5月1日に施行された。出産休暇やテト(旧正月)休暇の拡大、産業別の集団労働協約の新設、試用期間中の最低賃金の引上げ、国民経済又は公共の利益に深刻な影響を与える争議行為の中止を命ずる権限を首相から省人民委員会委員長へ移したこと等が主要な改正点である。また、①ストライキが禁止される職種及びそれらの職種における労働紛争の解決、②労働契約、③労働時間及び職場の安全衛生、④労働争議並びに⑤賃金に関する5つの政令が制定され、①は6月23日、その他は7月1日に施行された。それぞれ従前の政令を廃止して、新しく制定しなおしたもので、ストが禁止される職種、勤務時間、残業時間に関しては実質的な変更はないが、社会保険、失業保険及び健康保険の保険料の納付方法、労働調停委員の要件及び選任方法、職種ごとの最低賃金の算定方法等が変更された。

(海外立法情報課・坂野 一生)